

(資料4-1) 広域的水道整備計画の策定及び改定状況について

平成24年12月31日現在

都道府県名	計画名称	策定年度	目標年度	改定履歴
北海道	石狩東部地域広域的水道整備計画	H16	H42	H6→H16
	石狩西部地域	H13	H47	H3→H13
	空知北部地域	H17	H42	S53→S58→H7→H17
	十勝地域	S56	H12	
青森	津軽圏域中央部広域的水道整備計画	H20	H35	S54→H5→H20
	八戸圏域	S60	H17	
	上十三地区	S56	H9	廃止(H22)
岩手	中部圏域広域的水道整備計画	S58	H12	
	胆江圏域	H22	H40	H1→H22
宮城	南部水道広域圏広域的水道整備計画	S51	H7	
	石巻地方	S54	H12	
山形	置賜地域広域的水道整備計画	S62	H17	S53→S62
	村山	S51	H7	
	最上地域	S55	H17	
	庄内地域	S60	H17	S55→S60
福島	会津地域広域的水道整備計画	S56	H12	
	県北ブロック	S60	H12	
	県南ブロック	H8	H33	S62→H8
	浜通り地域	H4	H17	
茨城	県中央地域広域的水道整備計画	S59	H12	
	鹿行地域	H3	H22	
	県南地域	S53	H12	
	県西地域	S54	H12	
栃木	県央地域広域的水道整備計画	S58	H12	
群馬	県央地域広域的水道整備計画	S52	H7	
	東部地域	S60	H12	
埼玉	埼玉広域水道圏広域的水道整備計画	H15	H27	H2→H15
	秩父広域水道圏	H22	H42	
千葉	西部圏域広域的水道整備計画	S55	H7	
	東部圏域	S58	H12	
	南部圏域	H2	H22	
神奈川	東部地域広域的水道整備計画	H12	H27	S55→H12
新潟	新潟地域広域的水道整備計画	S53	H17	
	魚沼地域	S54	H17	
	上越地域	S53	H17	
石川	加賀能登南部地域広域的水道整備計画	H12	H27	S55→S62→H12
福井	南越地域広域的水道整備計画	S57	H17	
山梨	中央地域広域的水道整備計画	H4	H17	
	狭北地域	S55	H12	
	東部地域	H6	H18	H5→H6
長野	上伊那圏域広域的水道整備計画	S55	H12	

平成24年12月31日現在

都道府県名	計画名称	策定年度	目標年度	改定履歴
岐阜	岐阜東部広域的水道整備計画	H17	H39	S62→H6→H17
静岡	大井川地域広域的水道整備計画	H6	H25	S53→H6
	遠州地域 //	H5	H20	S54→H5
愛知	愛知地域広域的水道整備計画	H18	H27	S55→H1→H11→H17 →H18
三重	北部広域圏広域的水道整備計画	H19	H30	S62→H4→H9→H19
	西部広域圏 //	H9	H30	
	南部広域圏 //	H22	H32	S52→S58→S63→H22
滋賀	湖南水道広域圏に係る広域的水道整備計画	H22	H27	S52→H7→H22
京都	京都南部地域広域的水道整備計画	S60	H12	
大阪	大阪府広域的水道整備計画	H22	H27	S55→H2→H12→H18 →H22
兵庫	南部地域広域的水道整備計画 (瀬戸内東南部地域と淡路地域を統合)	H11	H27	S54 H1 } →H11
奈良	奈良県北部地域広域的水道整備計画	H12	H41	S58→H12
島根	東部地域広域的水道整備計画	H4	H25	
	中部地域 //	S54	H12	
岡山	岡山県広域的水道整備計画	H17	H27	S60→H3→H14→H16 →H17
広島	広島圏域広域的水道整備計画	S56	H7	S52→S56
	備後圏域 //	H3	H22	S57→H3
山口	東部圏域広域的水道整備計画 (柳井・大島ブロック)	S60	H22	
	東部圏域広域的水道整備計画(光ブロック)	H2	H22	廃止(H22)
	山口・小郡地域広域的水道整備計画	S53	H7	廃止(H22)
香川	香川県広域的水道整備計画	H10	H22	S55→H10
愛媛	宇和島市外1市8町広域的水道整備計画	S54	H12	S53→S54
	松山市外2市5町 //	H5	H22	廃止(H21)
福岡	福岡地域広域的水道整備計画	H18	H32	S55→H9→H18
	筑後地域 //	H14	H32	S57→H14
	田川地域 //	H2	H17	
	京築地域 //	H2	H17	
佐賀	広域的水道整備計画(佐賀東部水道広域圏)	S51	H7	
	佐賀西部地域広域的水道整備計画	H14	H28	S60→H14
長崎	長崎県南部広域的水道整備計画	H11	H27	
熊本	環不知火海圏域広域的水道整備計画	H9	H25	

(36道府県、68地域で策定 ※廃止された計画は含まない)
: 目標年度に到達又は超過した計画 (23道府県、41地域)

【最近策定された広域的水道整備計画】

「胆江圏域広域的水道整備計画」(岩手県)(平成22年度策定)

岩手県内陸南部の胆江広域水道圏(奥州市、金ケ崎町)における市町村合併、将来の水源として予定されている胆沢ダム建設工事の工期延長やそれに伴う水道施設整備の繰延べ、人口減少などの水道事業を取り巻く環境の変化に対応するとともに、平成21年度に策定された「岩手県水

道整備基本構想」を踏まえて改定。

「秩父広域水道圏広域的水道整備計画」(埼玉県)(平成 22 年度策定)

「埼玉県水道整備基本構想」で県内を 2 つに区分している圏域の 1 つである秩父広域水道圏(秩父市等 1 市 4 町)において、圏域内の水道事業者が連携し、より安定した経営基盤の確保のため合理的な水利用と施設の効率的な運用を可能とする広域的水道整備を行うために策定。平成 33 年度以降の計画区域内水道 1 本化後における秩父広域水道企業団(仮称)の施設整備計画の概要や施設整備事業費の概算を示す。

「南部広域圏広域的水道整備計画」(三重県)(平成 22 年度策定)

三重県内の 3 広域圏の内の南部広域圏(伊勢市等 6 市 10 町)において適正かつ合理的な水利用を図るとともに水道事業者の経営基盤強化により、将来にわたり水道水の安全性と安定供給を確保することを目標として策定。上水道事業・簡易水道事業の統合を中心に、水道用水供給事業から受水する水道事業は合理的・効率的な水道施設の整備を目指す。

「湖南水道広域圏に係る広域的水道整備計画」(滋賀県)(平成 22 年度策定)

湖南水道広域圏(近江八幡市等 8 市 2 町)における水道を広域的に整備し、適正かつ合理的な水道水の利用を図り、将来にわたり県民が等しく安全で安定した給水を得られるための施設整備と管理体制の確立を図るために策定。南部上水道供給事業と東南部上水道供給事業を統合するとともに、市町村水道事業者は経営基盤の弱い簡易水道等について上水道への統合による経営の一元化を図る。

「大阪府広域的水道整備計画」(大阪府)(平成 22 年度策定)

大阪市を除く府内全域(32 市 9 町 1 村)を計画区域とし、「安定した給水体制の確立」「安全で良質な水道水の供給」「適正かつ健全な経営の維持」「府民に開かれた水道」「地球環境にやさしい水道」を 5 つの目標として策定。既存の市町村水道は、水需要に応じた施設整備を行うとともに、18 地区の簡易水道のうち 16 地区を上水道に統合もしくは廃止を計画。

【最近廃止された広域的水道整備計画】

「上十三地区広域的水道整備計画」(青森県)(平成 22 年度廃止)

小川原湖ダムを水源とした広域的水道事業の整備計画として策定されたが、小川原湖開発の中止によるダム建設計画廃止を踏まえ、関係市町村で構成された協議会において整備計画の見直しを行い、廃止。

「東部圏域広域的水道整備計画(光ブロック)」(山口県)(平成 22 年度廃止)

県営中山川ダムを水源に、企業団による光地域の広域的水道用水供給事業の実施を計画していたが、企業団を構成する 3 市が水利権を分割し、各市が独自に水道施設整備等を行うこととなったため廃止。計画において予定されていた施設整備については、関係者連携による既存施設の活用等を、第三者委託制度の活用を含め検討中。

「山口・小郡地域広域的水道整備計画」(山口県)(平成 22 年度廃止)

広域的水道整備計画の関係市町(1 市 3 町)が平成 17 年に山口市一市に合併し、計画の整備内容についても平成 18 年 3 月に完了しているため廃止。関係市町により構成されていた山口・小郡地域広域水道企業団についても、平成 17 年 10 月に解散し、山口市水道局に編入された。